

岡山市消防団防災学習・災害活動車等の出動等申請手順

①岡山市消防団防災学習・災害活動車等運用要綱の確認

・申し込みや利用にあたってのルールを定めたものです。

②予約状況の確認

・消防企画総務課、管轄消防署、分署、出張所、救急ステーションに空き状況を御確認ください。使用可能であれば申請手続きとなります。

③申請手続き

・使用申請書（運用要綱様式第1号）に必要事項を記載、提出してください。
※提出期間は、原則出動希望日の6か月前から2週間前までとなります。
※派遣分団等があれば記載してください（運用要綱第6条）。
※現場責任者、安全確認担当者等の選定が必要となります。（運用要綱第7条）
※防災学習車等の使用は無償です。（岡山市管轄外の団体等は積載装備品のみ貸出）
※2名以上での運用をお願いします。

④使用承認

・使用承認（不承認）通知書（運用要綱様式第2号）にて、通知します。
※運転、操作する団員等の責任者を指名します。
※主催者は現場責任者、安全確認担当者及び運転、操作する団員等と、事前に取扱いや安全確認について打ち合わせを実施し、安全管理の徹底を図ってください。

⑤返却

・防災学習車等の使用状況を確認後、使用状況表（運用要綱様式第3号）を添えて返却してください。

お問い合わせ

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1

岡山市消防局消防総務部

消防企画総務課消防団係

TEL : 086-234-9973

FAX : 086-234-1059

MAIL : shoubou_dan@city.okayama.lg.jp